# 檘

# Ø

逛 岬

金曜日

令和3年12月17日

令和3年12月17日 号 259

# 目 次

示 (第993号 - 第1002号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)1
○道路の区域の変更	(道路維持課)2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)2
○令和3年度福岡県人工授精に関する講習会の開催	(畜 産 課)3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大日	巨からの通知
	(農山漁村振興課)3
○産業廃棄物処理施設の設置許可の申請	(廃棄対策課)4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)4
公 告	
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく	、変更の届出
	(中小企業振興課)5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく	、変更の届出
	(中小企業振興課)5
○建設業の営業の停止	(建築指導課)6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)6
○種畜証明書の交付	(畜 産 課)7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)7

○開発行為に関する工事の完了		(都市	行計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了		(都市	7計画課)	8
○臨港地区分区の変更の案の縦覧		(港	湾 課)	8
○産業廃棄物処理施設の設置についての環	環境調査書の	)縦覧		
		(廃棄物	勿対策課)	8
○開発行為に関する工事の完了		(都市	行計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了		(都市	行計画課)	9
○公共測量の実施		(県土整備	請総務課)	9
○公共測量の実施		(県土整備	請総務課)	9
○公共測量の実施		(県土整備	請総務課)	10
○公共測量の実施		(県土整備	請総務課)	10
監査委員				
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員	事務局監查	至第一課)	10
公安委員会				
○教習指導員審査の実施	(警察本	下部運転免討	許試験課)	15
○交番等の設置に関する規則の一部を改正	Eする規則	(警察本音	『地域課)	16
告示				
( H 3,				

# 福岡県告示第993号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名		路	線	~y. I	変 更前後別	X	間		幅 (メー	員 トル)	延 (メー	長	
--------------	--	---	---	-------	--------	---	---	--	----------	----------	----------	---	--

毎週火金曜日 -8577 福岡市博多区東公園7番 -0011 福岡市中央区高砂-丁目6番1

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 高 速 印 刷

福岡県 株式会

4 6 9 8

定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒810-0011

rt	<b>4</b>	県 道	湯辺田	طرن	前	八女市立花町北山5065番先から 八女市立花町北山905番 2 先まで	15.3 ~ 43.0	207.0
	女	<b></b> 凡	瀬高	線	後	八女市立花町北山5065番先から 八女市立花町北山905番 2 先まで	12.6 ~ 17.1	185.0

### 福岡県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名		各の類	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
417 Tai	ı	兴	福	岡	ža ta	前	大野城市錦町三丁目2番3先から 大野城市錦町三丁目6番3先まで	13.3 ~ 15.5	32.8
那珂	県	道	日	田	線	後	大野城市錦町三丁目2番3先から 大野城市錦町三丁目6番3先まで	14.6 ~ 15.5	32.8

### 福岡県告示第995号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第222号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
中泉(13)	直方市大字中泉 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
中泉(14)	直方市大字中泉 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する

### 福岡県告示第996号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第223号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝撃に関する事項
中泉(13)	直方市大字中泉(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
中泉(14)	直方市大字中泉(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する

## 福岡県告示第997号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
中泉(13)	直方市大字中泉(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
中泉(14)	直方市大字中泉 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する

0

### 福岡県告示第998号

福岡県家畜改良増殖法施行細則(昭和25年福岡県規則第106号)第2条第2項の規定に基づき、次のように令和3年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟 筑紫野市大字吉木766番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	令和4年1月25日から同年2月25日まで (福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日を除く。)

## 福岡県告示第999号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所 大牟田市大字三池字天ヶ平1274の 2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

### 福岡県告示第1000号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所 嘉麻市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第1001号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第 15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第 4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項に 規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧 に供する。

なお、同条第6項の規定に基づき当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

三井化学株式会社

東京都港区東新橋一丁目5番2号

代表取締役 橋本 修

2 施設の設置の場所

大牟田市稲荷町12番1

3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第5号に規定する廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設、同条第11号に規定するシアン化合物の分解施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油(政令第2条の4第1号に規定する特別管理産業廃棄物を含む。)、廃アルカ

リ(政令第2条の4第3号に規定する特別管理産業廃棄物を含む。)以上2品目

5 申請年月日

令和3年11月10日

6 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎

7 縦覧の期間及び時間

告示の日から令和4年1月17日まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県 条例第23号)第1条に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

- 8 意見書の提出期限、提出先等
- (1) 提出期限

令和4年1月31日

郵送による場合は、令和4年1月31日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部廃棄物対策課

又は

〒834-0063 八女市本村25 八女総合庁舎内

福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課

- (3) 意見書記載事項
  - ア 意見書を提出する者の住所及び氏名
  - イ 施設の種類及び設置の場所
  - ウ 利害関係の内容
  - エ 生活環境の保全上の見地からの意見

### 福岡県告示第1002号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の 規定により次のように告示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示(重要流域(令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された 重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。 平成11年1月22日農林水産省告示第157号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月3日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 加布里ショッピングセンター
- (2) 所在地 糸島市神在1389番1外18筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

変更前 変更後 合同会社西友

あっては代表者の氏名

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール | 代表社員 株式会社西友ホールディングス ディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ 東京都北区赤羽二丁目1番1号 ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

合同会社西友

職務執行者 大久保 恒夫

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号	職務執行者 大久保 恒夫

### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
  - 令和3年12月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 サニー須恵店
- (2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

変更前	変更後
株式会社赤坂興産 代表取締役 古城 尚美 糟屋郡粕屋町大字仲原2190番地 1	株式会社赤坂興産 代表取締役 古城 尚美 糟屋郡粕屋町原町一丁目7番15号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号	職務執行者 大久保 恒夫

### 公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止 したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和3年12月3日 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社広田建創	筑紫野市武蔵 3 - 2 - 26	廣田 郁人	令和元年8月31日 福岡県知事 許可(特-1) 第91210号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和 24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和3年12月17日から令和4年2月6日までの52日間

- 4 処分の原因となった事実
- (1) 株式会社広田建創は、令和2年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請に おいて虚偽の建設業法施行規則別記様式第15号による貸借対照表を添付し、令和2 年10月15日に当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機 関に対して入札参加申請を行った。
- (2) 同社は、春日市発注の春日市市庁舎防水外壁改修工事並びに福岡市発注の総合西 市民プール外壁改修その他工事及び総合図書館外壁改修工事において、2次下請と の間で交わされたとする内容虚偽の注文請書を作成し、それぞれ元請へ提出した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩小富士字餅田1967番1及び1967番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩久家443番地

藤本 聡

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

么

汨

価

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市大井2546番3、3058番3並びに字山合584番6、584番10及び585番1から585 番14まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

築上郡築上町大字上別府579番1

株式会社ウエダ

代表取締役 上田 信輝

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基 づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があった ので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

馬(KWPN種)

種畜証明書 番号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21440020001	アブドラー ド ワイエ イチ	平成17年6月18日	オランダ	2級	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

2 馬 (アラブ種)

種畜証明書 番号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21440020002	バイタル	平成12年3月26日	アメリカ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ

3 馬 (クォーターホース種)

種畜証明書 番号	名 前	生年月日	産地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
-------------	-----	------	----	----------	------------	----------------

21540010001	ゴールデン アンバージ ャック	平成16年6月22日	北海道網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディ アンキャンプ乗馬 クラブ
-------------	-----------------------	------------	--------	----	-----	------------------------------------

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

(2工区) 宗像市原町字六助271番、272番1、273番1、273番2、274番2、275番 5及び280番1から280番4まで並びに光岡1333番1の一部、1333番7から1333番10ま で、1333番12、1333番14から1333番16まで、1615番5、1617番1の一部、1618番3、 1618番6、字萩原252番5、253番3、253番4、254番1、254番2、字渡井田255番6 、255番7、字六助276番8から276番10まで、278番3から278番5まで、279番1から 279番3まで、281番から284番まで、285番1、285番2、286番1から286番3まで、 286番5、1333番4、1614番2、1616番1、1617番3、1617番4、並びに字古賀田287 番2、287番3、291番2から291番4まで、292番4、292番5、292番7、292番8、 296番3、296番4、1329番3及び1616番2から1616番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区春吉三丁目12番1号

株式会社玉屋

代表取締役 山喜多 映一

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

3年12月17日

 $\infty$ 

U[D

么

汨

価

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市長津三丁月866番2及び866番6から866番21まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市岩瀬一丁目13番13号

株式会社ホワイト不動産開発

代表取締役 白橋 宏

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市笹原町一丁目53番1、53番4の一部、53番7から53番17、53番21から53番 24まで、54番1、54番5の一部、54番21及び55番53から55番56

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市日出町三丁目46番地1

スマイルホーム株式会社

代表取締役 今村 成剛

### 公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定に基づき指定した臨港地区内の分 区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を令和3年12月17日 から令和4年1月6日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部 港湾課に意見書を提出することができる。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

- 2 変更に係る分区の種類 商港区、工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更する土地の区域
- (1) 商港区 苅田町鳥越町の一部
- (2) 工業港区 苅田町鳥越町の一部
- (3) 修景厚生港区 苅田町鳥越町の一部
- 4 変更に係る分区の案の縦覧場所

福岡県県土整備部港湾課

福岡県苅田港務所

### 公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年 福岡県条例第20号)第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環 境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項 の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告 し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名 コガ信工業有限会社 柳川市佃町1272番地 代表取締役 古賀 信義
- 2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等及びがれき類の破砕施設 (移動式兼用)

ガラスくず等 一日当たり 480t

がれき類 一日当たり 720t

ガラスくず等の破砕施設

ガラスくず等 一日当たり 40t

3 設置場所

大牟田市四山町100番26

4 指定地域

大牟田市四山町及び新港町の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和3年12月17日から令和4年1月17日まで

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市大分字片山1593番3並びに字廣瀬1658番4、1660番3、1660番7から1660番 9まで、1661番1、1661番9から1661番11まで、1661番13、1661番15、1661番17、 1661番19から1661番102まで、1663番3、1663番6、1664番4、1664番7及び1664番 9から1664番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市上三緒445番地17

WILLハウジング株式会社

代表取締役 松岡 史倫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市秋松1008番2、1008番7、1109番の一部、字上松本772番1、772番5、772 番6、773番1、773番4、773番5、774番1、775番1、775番4、776番1、780番1 、780番2、781番1、781番4、782番1、782番2、783番1、783番4及び783番7か ら783番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市椿123番地7

平和開発株式会社

代表取締役 山田 めぐみ

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ り、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長から次のように公共測量を実施する 旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公 示する。

令和3年12月17日

服部 誠太郎 福岡県知事

1 測量の種類

公共測量 (空中写真測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
山国川河川事務所管内	令和3年11月11日から 令和4年3月25日まで

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ り、福岡法務局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(4級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市博多区博多駅南四丁目·博多駅南六丁	令和3年11月25日から
目	令和4年2月28日まで

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ り、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条 において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市戸畑区椎ノ木町地内	令和3年11月19日から 令和4年1月23日まで

### 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ り、春日市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条に おいて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量 (3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

	実	施	地	域	実	施	期	間
春日市伯玄町					令和3年12月13日 令和4年2月28日	からまで		

# 監査委員

### 監查公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した人づくり・県 民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果(令和3年2月8日 2 監総第922号) に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の 規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月17日

福岡県監査委員	藤	Щ	泰	$\equiv$	
同	世	利	洋	介	
同	森		行	_	
司	大	橋	克	己	

旦 В 9  $^{\circ}$ 9 令和3年12月 3保総第2

> 礟 111 ( 泰洋行克 山 梨 藤世 森 大 福岡県監査委員

礟

殿 殿

 $\Box$ 

檶

誠太郎 服部 福岡県知事

監査の結果に係る措置について(通知)

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置 について通知します。

밅

# 指摘事項に対する措置

	講じた措置の内容	○ 所属において、直ちた当 酸仕帯に関して、生活保護 費の追給及び返還の事務処 理を行った。 ・ 所属長が、以下の対策を 一 所属長が、以下の対策を 一 所属長が、以下の対策を 一 の職員は、申請書等を半透 明のプラスチックケース で保管し、他の職員が招 居できるようにする。 ②係長は、認定変更確認表 及び残務等処理書を活用 して進捗管理を行う。。 ②課長及び研修担当役付職 具は、保護課研修やOJ 工を通じ、職員に計間後 の速やかなケース記錄の 整理を指導する。 ●所属長は月例会議を開き 報告を行わせる。 ・ 他所属長は月例会議を開き 報告を行わせる。 ・ 本庁の制度所管課は、遵 守すべき引継に係る基本事 項を各保健福祉(環境)事
1月目	監査の結果	生活保護費について、 学費の最低生活費 ② 就労収入、老齢基礎年金、老齢 厚生年金、年金生活者支援給付金 及び所得税還付金の収入 ③ 収入認定に当たり、必要経費、 収入から除外するもの及び特別徴 収された介護保険料の控除すべき 額 を認定すべきところ、これを怠り、支給 過大又は支給過小となっていた。
1月10年でである。21日日	対象機関名	保健医療介護部 田川保健福祉事 務所

務所長あてに通知した。 併せて、生活保護に関す る事務の進捗管理について 所長主催の月例会議で担当 課長から報告を求めるなど 、組織的な対応を強化する よう所長会議の中で各所長 を指導した。

	講じた措置の内容	中の関係において、以下の取組を をではないととした。 ・ あ場合など返園を受破をする。 が見込まれるケースについ。 いては、受面ではからないの出する。 ・ 生活保護するよう指導を するがいては、今の後はやかに い、うち一括返園がの用難な なすに対しては、ケーメワ し、、うち一括返園が成の は、か事が書ではでは、一人 の女書、電話、計聞によい を対象とした会議を理解し、 を対象とした会議を開催し、 を対象とした会議を開催し、 を対象とした会議を開催し、 を対象とした会議を開催し、 の大のを が、のな書、電話、計聞の は、か事務所で対してい、 ない構物者に対しては、 が、かーメワ し、、うち一括返還がの は、かも一部の は、から、 がかい、 がからを ががない。 を対象を たがい。 かりが、 かりが、 かりを がのが、 かりを がのが、 かりを ががないでを 情報は がいていて がいた。 かり、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりの が、 かりが、 かりの が、 かりの が、 が、 かりの が、 が、 かりの が、 が、 かりの が、 が、 かりの が、 が、 かりの が、 が、 が、 かりの が、 が、 が、 かりの が、 が、 が、 かりの が、 が、 が、 が、 かりの が、 が、 が、 が、 かりの が、 が、 が、 かり、 が、 が、 が、 のして が、 が、 のして が、 が、 のした。 が、 のした。 が、 のした。 が、 のした。 のは が、 のいて、 のいて のいて のいて のいて のいて のいて のいた のいて のいた のいた のいた のいた のいた のいた のいた のいた
る指画・	監査の結果	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
社局事項に対する	対象機関の属する部局名	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

Н 9 旦 9 令和3年12月  $\infty$ 0 3 福総第 2

> 礟 111 ( 泰洋 日 票 福岡県監査委員

藤世 森 大 

礟

行 克

殿 殿  $\Box$ 橋

誠太郎 服部 福岡県知事

監査の結果に係る措置について(通知)

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置 について通知します。

# 注意事項に対する措置

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	所属長が、契約等に係る通知 文書に基づく適切な事務を行う よう職員を指導するとともに、 内部統制に係るリスク対応シー 消費税及び地方消費税について、工 共有を行った。 事履行期限が令和元年10月1日以降 また、契約等に係る事務の取 税率を10%とすべきところ、8%と 認を徹底させることとした。 し、支出過小となっていた。 本庁の所管課は、この案件を 合む定期監査の指摘結果等を取 りまとめた資料を所管する出先 機関に送付し、指導した。	所属長が、契約等に係る通知 な書に基づく適切な事務を行う よう職員を指導するとともに、 内部統制に係るリスク対応シートを作成させ、所属内での情報 共有を行った。 また、契約等に係る事務の取 扱いについては、複数名での確 認を徹底させることとした。 本庁の所管課は、この案件を 合む定期監査の指摘結果等を取 りまとめた資料を所管する出先 機関に送付し、指導した。

公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第267号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イ の規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平 成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により 、次のように公示する。

令和3年12月17日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審查

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く

么

账

汨

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

	日	诗	項目	場	所	審査種別
曜午3 令曜午3 令曜午	令和4年1月24日(月曜日) 午前9時00分から午後 3時00分まで		知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号		
	令和4年1月25日 曜日) 午前9時00分から 3時00分まで		技能	ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会		
	令和4年1月31日曜日) 午前9時00分から 5時00分まで			糟屋郡志免町王子-アイルモータースク		普通及び普通二種免許

令和4年2月1日(火 大型、中型、準中型、 曜日) 北九州市小倉北区西港町15番地の5 大型特殊、牽引、大型 午前9時00分から午後 西港自動車学校 二種及び中型二種免許 5時00分まで 令和4年2月2日(水 曜日) 大野城市下大利三丁目2番20号 大型二輪及び普通二輪 午前9時00分から午後 南福岡自動車学校 免許 0 時00分まで

- 5 審査の申請手続及び受付期間
- (1) 審査の申請手続

### ア 提出書類

- 審査申請書(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3センチメートル、横24センチメートルの写真を貼付したもの)
- 審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)両 面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料(福岡県領収証紙によること。)

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は 、これを証明する書面
  - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
  - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は 行わない。

### イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

[5

令和3年12月17日

価

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

- (2) 受付期間
  - ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和4年1月14日(金曜日)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和4年1月13日(木曜日)までの消印があるものを有効とする。
- 6 その他
- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

# 福岡県公安委員会規則第10号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 令和3年12月17日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県博多警察署の部中洲交番の項中「上川端町6番28号」を「中洲3丁目2番6号」に改め、同表福岡県春日警察署の部南畑駐在所の項中「大字不入道277番地2」を「大字埋金853番地3」に改める。

### 附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1福岡県春日警察署の部南畑駐在所の項の改正規定 令和3年12月27日
- (2) 別表第1福岡県博多警察署の部中洲交番の項の改正規定 令和4年1月26日